

高鍋町告示第30号

令和8年第2回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年5月29日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和8年6月4日(木)

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

日高 正則君	森崎 英明君
橋 重文君	春成 勇君
兒玉 秀人君	中村 末子君
永友 良和君	森 弘道君
加藤 秀文君	檜原 富子君
松岡 信博君	緒方 直樹君
田中 義基君	古川 誠君

○6月8日に応招した議員

同上

○6月9日に応招した議員

同上

○6月10日に応招した議員

同上

○6月16日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

令和8年 第2回(定例)高鍋町議会会議録(第1日)

令和8年6月4日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和8年6月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号) [高鍋町
税条例の一部改正について]
- 日程第5 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号) [高鍋町
国民健康保険税条例の一部改正について]
- 日程第6 報告第2号 令和7年度高鍋町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第7 報告第3号 令和7年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第4号 令和7年度高鍋町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第9 報告第5号 株式会社高鍋衛生公社の経営状況について
- 日程第10 報告第6号 株式会社マチュメライの経営状況について
- 日程第11 同意第1号 高鍋町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第2号 高鍋町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第3号 高鍋町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第4号 高鍋町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第5号 高鍋町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第6号 高鍋町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第7号 高鍋町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第26号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第19 議案第27号 高鍋町R Vパークの設置及び管理に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第20 議案第28号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第29号 高鍋町印鑑条例の一部改正について
- 日程第22 議案第30号 令和8年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第31号 令和8年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第24 議案第32号 令和8年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸報告

（1）議長の会務報告

（2）議員派遣の報告

（3）例月現金出納検査結果報告

（4）町長の政務報告

日程第3 会期の決定

日程第4 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔高鍋町
税条例の一部改正について〕

日程第5 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔高鍋町
国民健康保険税条例の一部改正について〕

日程第6 報告第2号 令和7年度高鍋町一般会計継続費繰越計算書について

日程第7 報告第3号 令和7年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第8 報告第4号 令和7年度高鍋町一般会計事故繰越し繰越計算書について

日程第9 報告第5号 株式会社高鍋衛生公社の経営状況について

日程第10 報告第6号 株式会社マチュメミライの経営状況について

日程第11 同意第1号 高鍋町農業委員会委員の任命について

日程第12 同意第2号 高鍋町農業委員会委員の任命について

日程第13 同意第3号 高鍋町農業委員会委員の任命について

日程第14 同意第4号 高鍋町農業委員会委員の任命について

日程第15 同意第5号 高鍋町農業委員会委員の任命について

日程第16 同意第6号 高鍋町農業委員会委員の任命について

日程第17 同意第7号 高鍋町農業委員会委員の任命について

日程第18 議案第26号 損害賠償の額を定めることについて

日程第19 議案第27号 高鍋町RVパークの設置及び管理に関する条例の一部改正につ
いて

日程第20 議案第28号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第21 議案第29号 高鍋町印鑑条例の一部改正について

日程第22 議案第30号 令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）

日程第23 議案第31号 令和8年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第24 議案第32号 令和8年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）

出席議員（14名）

1 番	日高	正則君	2 番	森崎	英明君
3 番	橋	重文君	5 番	春成	勇君
6 番	兒玉	秀人君	7 番	中村	末子君
8 番	永友	良和君	10 番	森	弘道君
11 番	加藤	秀文君	12 番	檜原	富子君
13 番	松岡	信博君	14 番	緒方	直樹君
15 番	田中	義基君	16 番	古川	誠君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 岩佐 康司君 事務局長補佐 永友 優一君
議事調査係長 宮本 敦子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	早瀬 哲郎君
教育長	奥村 昌美君	代表監査委員	三輪 見敏君
農業委員会会長	坂本 弘志君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		井戸川 隆君	
財政経営課長	脇本 泰蔵君	建設管理課長	芥田 賢治君
農業政策課長	横山 英二君	農業委員会事務局長	杉 英樹君
地域政策課長	山下 美穂君	危機管理課長	鳥取 和弘君
会計管理者兼会計課長		三笠 浩三君	
町民生活課長	濱本 生代君	健康保険課長	稲田 竜一君
福祉課長	増田 浩史君	税務課長	杉田 将也君
上下水道課長	松浦 郁雄君	教育総務課長	日高 茂利君
社会教育課長	濱本 明俊君		

午前10時00分開会

○議長（古川 誠） おはようございます。只今から令和8年第2回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○議会運営委員会委員長（緒方 直樹君） 14番、緒方直樹。おはようございます。

令和8年第2回高鍋町議会定例会の招集に伴いまして、去る6月1日午前10時より第3会議室におきまして、議会運営委員会全員出席、議長が出席、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長の3名、議会事務局より日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので御報告いたします。

今回の定例会に提案されます案件は、議案第24号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕外専決処分の承認を求めることについてが1件、報告第2号令和7年度高鍋町一般会計継続費繰越計算書について外繰越計算書についてが2件、報告第5号株式会社高鍋衛生公社の経営状況について外経営状況についてが1件、同意第1号高鍋町農業委員会委員の任命について外任命についてが6件、議案第26号損害賠償の額を定めることについて、議案第27号高鍋町RVパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について、その外条例の一部改正についてが2件、議案第30号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）、議案第31号令和8年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）外特別会計補正予算が1件、以上の21件であります。

執行部から説明を受け、質疑を求めたところ、委員より、報告第4号令和7年度高鍋町一般会計事故繰越し繰越計算書について、詳細説明を求めるとともに、必要であれば質疑すべきとの意見がありました。

その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、会期については本日6月4日から16日までの13日間で行うこと、そして、報告第4号については必要であれば質疑することで委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（古川 誠） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、橋重文議員、5番、春成勇議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長（古川 誠） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告、議員派遣の報告につきましては、報告書がお手元に配付してありますので、これにより報告とします。

次に、例月現金出納検査結果報告につきましては、報告書がお手元に配付してありますので、これにより報告とします。

次に、町長の政務報告を行います。町長の政務報告につきましては、報告書がお手元に配付してありますので、これにより報告とします。

以上で日程第2、諸報告を終わります。

日程第3．会期の決定

○議長（古川 誠） 次に日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から6月16日までの13日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月16日までの13日間に決定いたしました。

日程第4．議案第24号

○議長（古川 誠） 日程第4、議案第24号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。皆さん、おはようございます。

議案第24号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和8年度税制改正大綱に基づく、地方税法等の一部を改正する法律において、軽自動車税の環境性能割の廃止、固定資産税の免税点の引上げ等が行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、同法律は令和8年3月31日に公布、一部の規定を除き同年4月1日から施行されており、税務事務に支障を来すことから、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（杉田 将也君） 税務課長。議案第24号（専決第3号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕、詳細説明を申し上げます。

本案につきましては、令和8年度税制改正の大綱に基づき、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

説明資料を送ります。

それでは、説明資料を御覧ください。

2番の主な改正内容について説明いたします。

まず、（1）軽自動車税関係、①環境性能割の廃止です。自動車軽自動車の環境性能割は、米国関税措置の影響緩和、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担の軽減、簡素化を図るため、令和8年3月31日をもって廃止されました。これに伴い、環境性能割の区分を削除、種別割の名称を軽自動車税に改めるものでございます。

次に、（2）個人住民税関係、②租税特別措置の延長・拡充等です。肉用牛の売却によ

る農業所得の課税の特例、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、住宅借入金等特別税控除の特例の適用期限をそれぞれ資料に記載のとおり延長するものでございます。

次に、（３）固定資産税関係、①免税点の見直しです。物価指数等が上昇していることを踏まえ、固定資産税の免税点を記載のとおり改正するものでございます。この改正は、令和９年度の固定資産税から適用となります。

次に、③地方税法附則第１５条、固定資産税等の課税標準の特例の改正です。法附則の改正に併せて項ずれ等の反映を行っております。

次に、④です。まず、地方税法附則第１６条の２、令和２年７月豪雨に係る固定資産税の特例の改正です。法附則の改正に併せて条ずれ等の反映を行っております。

また、地方税法附則第１６条の３、令和６年能登半島地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の特例の改正です。法附則の新設に併せて第１０条の５を新設するものです。

なお、（２）個人住民税関係の、①個人住民税の控除等の見直し及び（３）固定資産税関係、②新築住宅に係る税額の減額措置の拡充・延長につきましては、法律等の改正に伴い、条例改正はございませんでした。

資料の末尾に参考資料をつけてますので、そちらも併せて御参照ください。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。７番、中村末子議員。

○７番（中村 末子君） ７番。固定資産のいわゆる償却資産、これを１５０万円から１８０万円に引き上げることによって、どのくらいの高鍋町の税収入が減るのかどうか。その計算をしていらっしゃるかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（古川 誠） 税務課長。

○税務課長（杉田 将也君） 税務課長。償却資産の免税点の見直しによる税額の変動については、試算しておりません。申し訳ありません。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２４号を起立によって採決します。本件は、承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第24号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕は、承認することに決定いたしました。

日程第5. 議案第25号

○議長（古川 誠） 日程第5、議案第25号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第25号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和8年度税制改正大綱に基づく、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等において、基礎課税額に係る課税限度額及び保険税軽減措置の所得判定基準額の引上げが行われたこと、また、子ども・子育て支援金制度が創設されたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、同法律及び同政令は令和8年3月31日に公布、同年4月1日から施行されており、税務事務に支障を来すことから、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（杉田 将也君） 税務課長。議案第25号（専決第4号）〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕、詳細説明を申し上げます。

本案につきましては、令和8年度税制改正の大綱に基づき、地方税法施行令等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

配付資料を御覧ください。2番の主な改正内容について説明いたします。

まず、（1）子ども・子育て支援納付金の創設についてです。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年度から子ども・子育て支援納付金の納付義務が課されております。

子ども・子育て支援金制度は、少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、医療保険の保険料と併せて支援金を納付するものです。

支援金は、子ども・子育て支援法に基づき、資料に記載のとおり、6つの子育て支援の取り組みに充当されます。制度創設に伴い、第2条の改正を行うものです。

次に、（2）国民健康保険税関係です。①は基礎課税額の限度額を66万円から67万円に引き上げるもの、②は子ども・子育て支援納付金の課税限度額を3万円に設定するもの、③は子ども・子育て支援納付金の課税額を設定するもので、宮崎県が示した標準課税

税率により、それぞれ記載のとおり設定しております。

次に、④国民健康保険税の軽減です。1つ目は、経済動向を踏まえた軽減判定所得の見直しで、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を引き上げるもの、2つ目は、子ども・子育て支援納付金に係る軽減措置の新設です。

最後に（3）国民健康保険税の前納制度は、主に外国人の未納対策として創設されたものです。国民健康保険制度においては適正な残留資格を有し、日本国内に住所を有している外国人については原則同制度の被保険者としており、被保険者の支え合いで成り立っている医療保険制度においては、全ての被保険者に適切に保険料を納付いただくことが重要です。そのため、海外から入国初年度の国民健康保険税については、通常の納期限から前倒しして納付いただく仕組みを導入するものでございます。

資料末尾に参考資料を掲載しておりますので、こちらも御参照ください。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今、説明がありましたけれども、今現在、国民健康保険の加入世帯というのは何世帯あって、そして、今現在の納付額の割合というのはどれぐらいになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 誠） 税務課長。

○税務課長（杉田 将也君） 税務課長。まず、国民健康保険の被保険者についてでございますが、令和8年3月末時点で3,869名、前年度の6年度末と比較すると195人の減となっております。

次に、納付の割合という御質問でございましたが、子ども・子育て支援金の納付について今回新たに新設いたしました、そのほかの一般医療分とか介護分とか、そういった部分については据置きということにしておりますので、まあ今回、令和8年度からにつきましては、子ども・子育て支援納付金分が増額となると、納付の金額が増額になるということでございます。

以上です。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私が議員になった当時は大体48%負担だったんですよ。あと国と県とで負担をしていただいていたという内容がございます。

でも今、国民健康保険は県がまとめておりますので、なかなかそこ辺の割合というのはたたき出すことができないかなとは私は思いますけれども、今、大体が38%ぐらいになっているのではないかなというふうに思うんです。これに新たに子ども・子育ての賦課がかかっていけば、ますます加入世帯が少ない上に負荷がかかるんじゃないかなと私は思うんですけど、そこはどのように計算をされていらっしゃるのか、再度お伺いしたいと思い

ます。

先ほどの答弁にもありましたけれども、大体どのぐらいの賦課がかかるのかということは、この改正の中での試算はしてありますけれども、これではなかなか分かりにくい。まあ国民全部で子ども・子育て世帯をしっかりと応援しようという意気込みは分かるんですけども、そのことに関して、やはり私は国がしっかりと責任を持つ必要があるんじゃないかなと思うんですが、この提案理由からすると、やはり国保加入者の負担になっていると私は考えますが、どうでしょうか。

○議長（古川 誠） 税務課長。

○税務課長（杉田 将也君） 税務課長。議員御指摘のとおり、国民健康保険の被保険者につきましては年々減少しております。その分、医療費も人数が減ってますので若干減少はしておるんですが、国保被保険者の保険料負担というのはやはり今後ますます増えてくるというように考えております。

また、県のほうも、今回の条例改正で設定しております所得割の８％の税率だとか、そういったのは一応県の標準税率で設定しておるんですけれども、今回、条例改正を提案しております実際の令和８年度の国保税の子ども・子育て支援納付金については、その県の示している数字より減らして計上しておるところでありまして、なるべく国民健康保険の被保険者に負担がかからないように、健康保険課と協議しながら、税率の設定を行っているとございしますが、今後、県内の統一化とかそういうお話も出ていますので、またその辺ちょっと動向を見ながら、極力負担にならないように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。７番、中村末子議員。

○７番（中村 末子君） ７番、中村末子。議案第２５号（専決第４号）〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

先ほど税務課長より答弁がございました。しかし、国は本来なら自分たちがしっかりと補填しなければならない。医療保険の国保については、もっときちんとしていただきたいと私は思っております。

高鍋では基金を積み立てながら、国保加入者の負担を少しでも減らしていこうという思いで毎年取り崩していきながら、何とか国民健康保険加入者の負担軽減を図っているところ です。

これが県同一となれば、なかなか高鍋町単独ではうまくいかない状況も出てくるわけですね。私は、今のままで、本当に高鍋町がしっかりと基金を積み立ててきたおかげで国保加入者の負担軽減に役に立っている。それを評価して、賛成としたいと思います。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第25号を起立によって採決します。本件は、承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第25号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕は、承認することに決定いたしました。

日程第6．報告第2号

日程第7．報告第3号

日程第8．報告第4号

日程第9．報告第5号

日程第10．報告第6号

○議長（古川 誠） 日程第6、報告第2号令和7年度高鍋町一般会計継続費繰越計算書についてから、日程第10、報告第6号株式会社マチュメミライの経営状況についてまでを一括議題といたします。

町長の報告を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。報告第2号令和7年度高鍋町一般会計継続費繰越計算書についてから、報告第6号株式会社マチュメミライの経営状況についてまでを一括して御報告申し上げます。

まず、報告第2号令和7年度高鍋町一般会計継続費繰越計算書についてでございますが、教育施設と騒音防止対策事業につきまして、継続費繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、御報告申し上げるものでございます。

次に、報告第3号令和7年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、令和7年（少コ）第30号損害賠償請求事件に関わる弁護委託事業ほか17件の事業につきまして、繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げるものでございます。

次に、報告第4号令和7年度高鍋町一般会計事故繰越し繰越計算書についてでございますが、防衛施設周辺道路改修等事業につきまして、令和6年第4回定例会において、茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負契約及び令和7年度第4回定例会において、同変更契約の議決をいただいておりますが、施工中の大雨等の影響によりり面が崩壊し、崩土除去

対応発生原因の調査及び設計内容の見直しに不測の日数を要し、年度内に完成させることが困難な状況となり、やむを得ず事故繰越しをせざるを得なかったため、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越し繰越し計算書を調整いたしましたので、御報告申し上げるものでございます。

次に、報告第5号株式会社高鍋衛生公社の経営状況についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により、御報告申し上げるものでございます。

次に、報告第6号株式会社マチュメミライの経営状況についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により、御報告申し上げるものでございます。

以上、5件につきまして御報告申し上げます。

○議長（古川 誠） 報告第4号令和7年度高鍋町一般会計事故繰越し繰越し計算書については、議会運営委員会で質疑を認めることになりました。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。先ほど町長の報告では、やはり議会運営委員会であったと同じように、大雨のためのり面の崩壊っていうのを申されました。しかし、大雨のためにり面が崩壊するかもしれないという状況というのは、私は再三指摘をしてきたところでございます。どのくらいの雨量となったためにり面が崩壊したのか、想定していた雨量っていうのは大体どれくらいだったのか。今度は、想定外だったのか。そこのところをきちんとお示し願えるものと思っておりますが、町長が示されませんでしたので、質疑をさせていただきたいと思います。雨量についてきちんとお答え願いたいと思います。

○議長（古川 誠） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。災害となり得る雨量というのが、1時間に20ミリ以上または24時間で80ミリ以上が災害となりますが、今回、令和6年度、7年度、工事している間に20ミリ以上の雨が3回ほどありました。手元にその日付とか雨量は手持ちにありませんが、まあそういった形で想定外の大雨が降りましたので、そこのり面が崩れたという事実がありましたので、そちらのほうの対策に日数を要したということになります。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 20ミリ以上が3日間ぐらい続いたということの答弁だったと（「3回ですね」と呼ぶ者あり）うん。だけど、とにかくあそこは10ミリぐらいの雨でも物すごく出水するんですよね。それは、私はずっと議運のときにも、ほかのときにも申し上げてきたと思うんです。そうでないと、あそこのり面はちゃんとしておかないと絶対崩れるよということを私は再三注意してきました。しかし、その再三の注意にもかかわらず、こうやって事故繰越しをしていきたいと、事故によるこういった延長をしていきたいということですが。

確かにお金は変わりませんが、日にちが変わるっちゃんことは、もうこれは本当は梅雨前に、台風前に、きちんと対応していかなければならない事案だったと私は思うんで

すね。

だから、そういうことを考えたときに、何で計画そのものがこんな私はできないのかということがちょっと気になるんですが、防衛省との話し合いが長引いたせいなのか、それとも自分たちが甘い計算をしてきたのか、そこのところをちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（古川 誠） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。防衛省との協議は行っておりました。本事業は、国庫補助金の手続、繰越しの手続っていうものは、窓口である九州防衛局へ書類を提出して、防衛省を経由した上で、最終的に財務省の承認が必要となるなど、非常に厳格なプロセスを要するものでございます。

1月末に九州防衛局へ事業繰越申請書を提出いたしました。その後、関係省庁であります防衛省、財務省による厳格な審査、調整を経て、2月26日に九州防衛局へ内諾の通知がなされたと聞いております。それで、町では同日付で直ちに補助事業と計画変更承認申請書を九州防衛局へ提出いたしました。これを受け、最終的な計画変更の承認書を受理しましたのが3月6日でございます。

町としては、遅滞なく極めて迅速に手続を進めてまいりましたが、この計画変更承認を受け、直ちに施工業者と今後の施工計画及び工期の見直しに関する具体的な協議・調整に入ったところでございます。

現場の状況を勘案した新たな工期や、安全対策等の詳細な調整には一定の時間を要し、施工業者から正式な工期変更協議書が提出されたのは3月23日付で、これを町が受理、承認いたしました。

結果として、事故繰越しという報告での対応となりましたことは大変遺憾ではございますが、国の厳格な承認手続を踏まえた上で、工事の安全かつ確実な施工を担保するために必要なプロセスであったことを御理解いただきたいと思います。と考えております。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私が申し上げているのは、そういうことではないんですよ。

当然、防衛省ではなく地元しか知らない、いろんな条件のものがあるわけですよね、そうでしょう。

やはり雨が降れば、あそこは出水する。そうしたああいっただのり面のつくり方で本当に大丈夫なのかということは、地元の人が皆さん知っているわけですよね。地元の方は、あのり面を見たときに「大丈夫かい」って、皆さん、おっしゃるわけですよ。だから、やっぱあそこは通りたくない、雨が降るときは特に、そういうふうにおっしゃる道路なんですよ。だから、やはりそういうことをしっかりと踏まえた上で、本来ならもう少し早く、しっかりとした対応をしていく。

今度は、のり面をどのような対応策を立てられるか私は分かりませんが、ほかのところがまた崩れていたりとかしていったら、それは町単独になるのかなというふう

私は非常に危惧しているんですね。だから防衛省のほうも、こちらしか分からない案件であるから、こちらがしっかりとした施策を向こうに示していかなければ、ちゃんと説明できないと思うんです。また崩れました、すみません、ちょっとまたすみませんと、そういうことを言えるような状況ではないんですよ。

だから私は、今度は事故繰越しの日程だけが延長してますけれども、もしこれで、いや、どうしてもあののり面の工事についてはこういう工法にしないと崩れていくかもしれないということになった場合には、もっと資金が必要になってくる。そうすると、それはもう防衛省にはお願いできない。そういう状況も生まれてくる可能性が私はあるから、ここで質疑をしているわけです。

その範囲内でまた仕事をやってしまうと、中途半端になってしまう危険性がないのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 誠） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。今想定し得るまあ通常の雨、大雨等に関して、今回、集水ボーリング工やのり面对策工を追加しながら工事を行ってまいりました。今後さらに大雨が降ってのり面が崩れるということは、それは災害級の大雨が降れば可能性はあります、絶対崩れないということではありません。ただ、現在考えられる対策というところを踏まえて、今回、工事完了させたいというふうに思っております。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで質疑を終わります。

日程第 1 1. 同意第 1 号

日程第 1 2. 同意第 2 号

日程第 1 3. 同意第 3 号

日程第 1 4. 同意第 4 号

日程第 1 5. 同意第 5 号

日程第 1 6. 同意第 6 号

日程第 1 7. 同意第 7 号

○議長（古川 誠） 日程第 1 1、同意第 1 号高鍋町農業委員会委員の任命についてから、日程第 1 7、同意第 7 号高鍋町農業委員会委員の任命についてまで、以上 7 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 同意第 1 号から同意第 7 号高鍋町農業委員会委員の任命についてまでを、一括して提案理由を申し上げます。

これらにつきましては、いずれも現在の農業委員会委員の任期が令和 8 年 7 月 1 9 日をもって満了となりますことに伴い、同意第 1 号につきましては上野光正氏を、同意第 2 号

につきましては幸妻正浩氏を、同意第3号につきましては永友薫氏を、同意第4号につきましては坂元洋子氏を、同意第5号につきましては大脇幸広氏を、同意第6号につきましては長友和也氏を、同意第7号につきましては宮越美秋氏を委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、7件につきまして御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 続いて、略歴の説明を求めます。なお、再任の委員につきましては説明を省略いたします。農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。同意1号から同意第4号につきましては、再任のため略歴については省略させていただきます。

それでは、御審議をいただきます同意第5号から第7号につきまして、略歴の御紹介をさせていただきます。

まず、同意第6号。

氏名、大脇幸広。

生年月日、[REDACTED]です。

現住所、高鍋町大字[REDACTED]

最終学歴、[REDACTED]

職歴等、[REDACTED]現在に至っております。

続きまして、同意第6号。

氏名、長友和也。

生年月日、[REDACTED]です。

現住所、高鍋町大字[REDACTED]

最終学歴、[REDACTED]

職歴等、[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]現在に至っております。

続きまして、同意第7号。

氏名、宮越美秋。

生年月日、[REDACTED]

現住所、高鍋町大字[REDACTED]

最終学歴、[REDACTED]

[REDACTED]現在に至っております。

以上です。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本7件は人事案件でありますので、討論を省略し、これから1議案ごとに採決を行います。

まず同意第1号を起立によって採決します。本件は、同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立多数と認めます。したがって、同意第1号高鍋町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第2号を起立によって採決します。本件は、同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、同意第2号高鍋町農業委員会委員の任命につきましては、同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号を起立によって採決します。本件は、同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、同意第3号高鍋町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号を起立によって採決します。本件は、同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、同意第4号高鍋町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号を起立によって採決します。本件は、同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、同意第5号高鍋町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号を起立によって採決します。本件は、同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、同意第6号高鍋町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号を起立によって採決します。本件は、同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、同意第7号高鍋町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

日程第18. 議案第26号

日程第19. 議案第27号

日程第20. 議案第28号

日程第21. 議案第29号

日程第22. 議案第30号

日程第23. 議案第31号

日程第24. 議案第32号

○議長（古川 誠） 日程第18、議案第26号損害賠償の額を定めることについてから、日程第24、議案第32号令和8年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上7件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第26号損害賠償の額を定めることについてから、議案第32号令和8年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてまでを、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第26号損害賠償の額を定めることについてでございますが、令和7年8月15日に宮崎キヤノン敷地内で発生いたしました、平成29年度高鍋町工業用地造成事業に伴う配水管工事における施工不良を原因とする漏水に係る修繕費用等の損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第27号高鍋町RVパークの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、高鍋温泉めいりんの湯が本年5月31日をもって閉館したことに伴い、同施設名を表記しております車中泊専用駐車場RVパークの名称を変更するものでございます。

次に、議案第28号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、国民健康保険税につきましては、国民健康保険の運営主体である県への納付金を確保するため、段階的に引上げを行う予定ではありますが、国民健康保険基金の残高や物価高の影響等を勘案し、基礎課税分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分につきましては税率を据え置きとしております。

今年度から新設されました子ども・子育て支援納付金につきましては、議案第25号の専決処分時点においては、県が示した標準保険税率で暫定的に設定をしておりましたので、被保険者の所得の確定等に伴い、税率等の改正を行うものでございます。

次に、議案第29号高鍋町印鑑条例の一部改正についてでございますが、総務省が示す印鑑登録証明事務処理要領の改正等に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第30号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ7億5,221万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ117億4,921万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容についてでございますが、歳出につきましては、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者支援事業の支援等を目的としたプレミアム付商品券発行事業、畜産農家の飼養環境の安定化及び生産基盤の確立を目的とした畜産競争力強化整備事業補助金、農業資材等の物価高騰による農業経営の影響を緩和し、農業継続を支援することを目的とした物価高騰対策農畜産業支援事業、宮崎キャノン敷地内での漏水発生等に起因する賠償金の改修工事費等、高鍋ポイント事業、蚊口浜環境再生調査委託など地域未来交付金の対象となるSDGs未来都市計画に基づく事業、社会資本整備総合交付金事業の内示に伴う道路改良事業及び舞鶴公園改修事業、有限会社ミップ様からの寄附金を国際交流基金へ積み立てるものなどでございます。

歳入につきましては、国県支出金、財政調整基金繰入金等の増額などでございます。併せて農業用排水路整備事業ほか、2件の地方債の追加及び単独道路改良事業ほか1件の地方債を変更するものでございます。

次に、議案第31号令和8年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出予算の総額に変更はなく、課税所得等の確定に伴い、本年度の税収入見込額が算出されたことから、国民健康保険税、国民健康保険基金繰入金及び繰越金間で財源更正するものでございます。

次に、議案第32号令和8年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ78万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億1,926万5,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、介護保険制度改正に係るシステム改修費の増額で、財源といたしましては、国庫支出金及び一般会計繰入金でございます。

以上、7件の議案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時52分散会
